遊休農地等リスト作成の流れ

利用意向調査の実施に伴う処理

□　「農地法の運用について」第３の５の（３）にもとづく情報提供　【農委⇒機構】

□　農地法第３５条第１項に基づく通知　【農委⇒機構】

遊休地等リストの作成・公表（機構・農委で縦覧）

農地所有者が貸付を希望している農用地等のうち、借受希望者が見込めない農用地等の情報を一元的に管理し、関係機関と情報共有して、借受希望者を募る。

【参考】　リストから削除される農地

□ 登録を取り下げた農地

□ 農地中間管理事業で公社が借入れ又は買受けた農地

□ 農地中間管理事業以外の利用権設定等により耕作・利用された農地

□ 耕作が再開された遊休農地

□ 転用又は農業委員会から非農地と判断された農地　等

市町村推進チームと共有

□ 登録申出書（写）の送付（農地法第３５条第１項に基づく通知への対応）

□ 市町村推進チームの会議や地域の話合いの場を活用して、農地中間管理権の取得に係る検討の実施

**遊休農地等リストの作成・公表（公社と農委で縦覧）**

貸付希望農用地等の登録申出書（様式１）が提出された農地：(Ｃ)

事業実施規程第７条に基づく登録申出書（様式１）の提出　　【土地所有者⇒市町村・農委⇒機構】

運用第４の（１）に基づき、農地・非農地の判断を行い、

改めて農地と判断した遊休農地：（B）

「否」判断の通知　【機構⇒農委・所有者】

運用第４の（１）に基づき、農地・非農地の判断を行い、

改めて農地と判断した遊休農地：（Ａ）

「否」判断の通知　【機構⇒農委】

登録農地：（Ｃ）・（Ｄ）

遊休農地：（Ａ）・（Ｂ）

「適」判断の通知・協議の申入れ　【機構⇒農地所有者等】

協議不成立の通知

様式１が提出されない農地

※　市町村を通じて、農地所有者に整理結果を通知

① 借受希望者が直ちに見込めない農地：（Ｄ）

② 借入申出を受け付ける農地（Ｅ）

③ 登録できない農地（Ｆ）